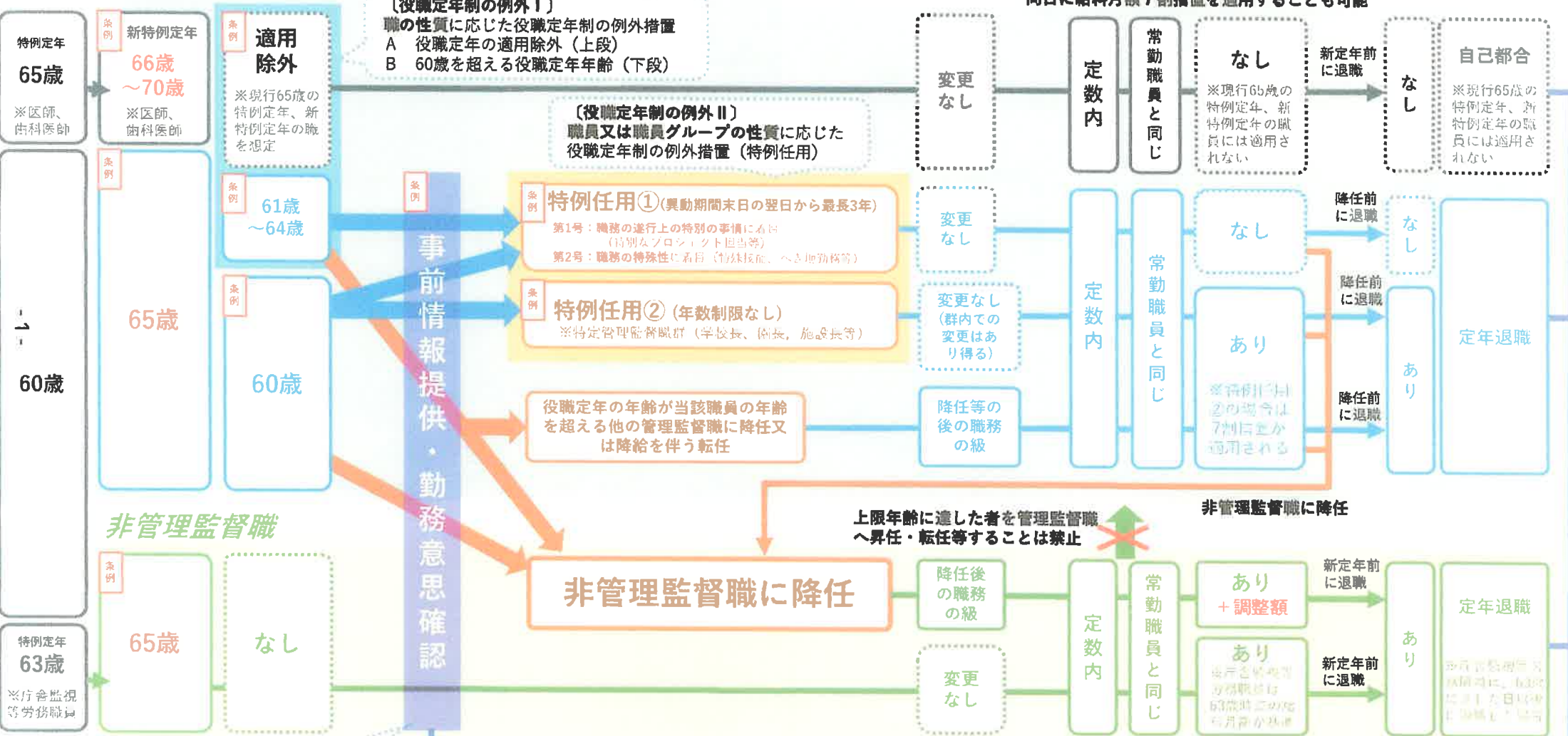


# 令和3年地方公務員法改正の全体像

<b>現行 定年年齢</b> <small>※市町村に多い例</small>	<b>引上げ後の 定年年齢</b>	<b>管理監督 職務上限年齢 (役職定年)</b>	<b>上限年齢に達する年度の 前年度</b>	<b>異動期間における取扱い</b> 異動期間：60歳（又は61歳～64歳の上限年齢）に達した日の翌日後の最初の4/1までの期間	<b>特定日以後の取扱い</b> 特定日：60歳（又は61歳～64歳）に達した日後の最初の4/1	<b>引上げ後の定年前に非違によらずに退職した場合の退職手当</b>
				任用上の取扱い	定数 勤務時間 給料月額 7割措置	ピーク時特例 退職事由

**管理監督職** (管理職手当が支給される職員の職及びこれに準ずる職であって、条例で定める職)

4/1付で降任等を行い、同日に給料月額7割措置を適用することも可能



- 【主な情報提供事項】**
- 管理監督職務上限年齢制による降任
  - 再任用短時間勤務制度
  - 退職手当に関する制度 (ピーク時特例等) 等
  - 給料月額7割措置

## 定年前再任用短時間勤務制

60歳に達した日以後に退職

定年前再任用短時間勤務職員 (試行採用)

非管理監督職の職務の級  
定数外  
短時間勤務

定年退職日相当日までを任期とし、その間、常勤職員へ昇任・転任等をする事はできない

特定日以降に退職して定年前再任用短時間勤務職員として勤務することも可能

# 1 定年年齢の引上げについて

## POINT


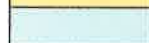
定年退職となる年齢が「60歳」から「65歳」に2か年度に1歳ずつ段階的に引き上げられる。そのため、年度によっては定年退職者なしの年度が発生する。



事業年度 誕生年度	現行法		新地方公務員法施行(令和5年4月1日)									
	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度
	定年引上げ年齢→		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
1961(昭和36)年度生まれ	60歳 退職	61歳 再任用	62歳	63歳	64歳	65歳						
1962(昭和37)年度生まれ	59歳	60歳 退職	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
1963(昭和38)年度生まれ	58歳	59歳	60歳	61歳 退職	62歳	63歳	64歳	65歳				
1964(昭和39)年度生まれ	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 退職	63歳	64歳	65歳			
1965(昭和40)年度生まれ	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 退職	64歳	65歳		
1966(昭和41)年度生まれ	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 再任用	
1967(昭和42)年度生まれ	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 退職

2か年度に1歳ずつ引き上げのため退職該当者なしの年度が発生する。

※上図の補足

 60歳到達年度

 延長された定年退職年齢  
 新法による暫定再任用制度

 情報提供・意思確認措置の時期  
 旧法による現行の再任用制度

※ 第一法規株式会社「職員定年延長制度の課題整理オンラインセミナー」(R4/1/25開催)の資料より引用

清水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年清水町条例第18号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p><b>第4条</b> 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(任期付職員の給与)</p> <p><b>第7条</b> 任期付職員に、清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号。以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員の項に定める給与を支給する。ただし、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員にあっては、当該短時間勤務職員の勤務日数及び勤務時間を考慮し、別に定める給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p><b>第4条</b> 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(任期付職員の給与)</p> <p><b>第7条</b> 任期付職員に、清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号。以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2 <u>再任用職員</u>以外の職員の項に定める給与を支給する。ただし、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員にあっては、当該短時間勤務職員の勤務日数及び勤務時間を考慮し、別に定める給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の清水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用する。